

平成20年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成20年9月5日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第51号 瑞穂市民憲章の制定について
- 日程第5 議案第52号 瑞穂市土地開発公社定款の一部を改正する定款について
- 日程第6 議案第53号 （仮称）本田コミュニティセンター建設工事請負契約の変更について
- 日程第7 議案第54号 市の境界変更について
- 日程第8 議案第55号 市町の境界変更について
- 日程第9 議案第56号 字区域等の変更について
- 日程第10 議案第57号 瑞穂市附属機関設置条例の制定について
- 日程第11 議案第58号 瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第59号 瑞穂市ふるさと応援寄附条例の制定について
- 日程第13 議案第60号 瑞穂市総合計画審議会条例等の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第61号 瑞穂市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第62号 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第63号 瑞穂市上下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第64号 公益法人等への瑞穂市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第65号 瑞穂市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第66号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第67号 瑞穂市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第68号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第69号 平成19年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第70号 平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第71号 平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第25 議案第72号 平成19年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 議案第73号 平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 議案第74号 平成19年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 議案第75号 平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 議案第76号 平成19年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第30 議案第77号 平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第31 議案第78号 平成20年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第79号 平成20年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第33 議案第80号 平成20年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議案第81号 平成20年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第82号 平成20年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第36 議案第83号 平成20年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第37 議案第84号 平成20年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第38 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	清水 治	2番	土屋 隆 義
3番	熊谷 祐子	4番	西岡 一成
5番	庄田 昭人	6番	森 治久
7番	棚橋 敏明	8番	広瀬 武雄
9番	山田 隆義	10番	広瀬 捨男
11番	松野 藤四郎	12番	土田 裕
13番	小寺 徹	14番	若井 千尋
15番	小川 勝範	16番	堀 武
17番	星川 睦枝	18番	藤橋 礼治
19番	若園 五朗	20番	広瀬 時男

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	豊 田 正 利
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	奥 田 尚 道
総 務 部 長	新 田 年 一	市 民 部 長	松 井 勝 一
福 祉 部 長	石 川 秀 夫	巢 南 庁 舎 管 理 部 長	福 野 正
都 市 整 備 部 長	松 尾 治 幸	調 整 監	水 野 幸 雄
環 境 水 道 部 長	河 合 信	会 計 管 理 者	広 瀬 幸 四 郎
教 育 次 長	林 鉄 雄	代 表 監 査 委 員	井 上 和 子

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	鷲 見 秀 意	書 記	棚 瀬 敦 夫
-------------	---------	-----	---------

開会及び開議の宣告

議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成20年第3回瑞穂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小川勝範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号11番 松野藤四郎君と12番 土田裕君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（小川勝範君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの22日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月26日までの22日間に決定をしました。

日程第3 諸般の報告

議長（小川勝範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

3件については、鷲見事務局長より報告をさせます。

議会事務局長（鷲見秀意君） 議長にかわりまして、3件報告いたします。

まず1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は、平成20年6月分と平成20年7月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

関連して2件目でございますが、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を、同条第9項の規定により監査委員から受けております。監査は、7月22日に税務課、8月25日に牛牧第一保育所を対象に実施され、財務に関する事務は適正に執行されているとの報告でした。

3件目は、議員派遣の結果報告です。さきの議会で議決されたとおり、議員19名と私の計20

名が7月10日に静岡県の焼津市役所へ、7月11日には三島市役所へ視察研修に行きました。代表して私から報告いたします。

静岡県焼津市では、消防職員の退職者（OB）が持つ豊富な知識、経験、技術を東海地震などの大規模災害発生時などに生かすため、退職者有志の協力を得て焼津市消防防災局OB災害協力隊を平成18年4月に発足しました。隊員の主な活動は、災害発生時の通信、緊急消防援助隊など外部からの支援チームの現場案内、応急手当や救命措置などです。視察では、防災の拠点となる消防防災センターで内容の説明を受けました。今後における当市での取り組みとして参考になる部分も多く、議員各位にとって有意義な視察研修であったと思います。

一方、静岡県三島市の市議会では、平成19年6月定例会で、地方分権時代に対応した議会機能の充実、議会運営の効率化等について調査・検討を行うことを目的に議会改革検討特別委員会を設置しました。主な検討事項は、一般質問の発言時間変更、常任委員会の数及び所管について、質疑・質問の範囲についてなどで、この検討結果を受け、平成20年6月定例会では常任委員会数が4委員会から3委員会に変更されました。この取り組み及び経過について説明を受け、議会改革についての有意義な視察研修となりました。

このほか、「せせらぎと緑あふれる庭園のような街をみんなでつくろう」をスローガンに、平成8年度から取り組んでいる「街中がせせらぎ事業」についても説明を受け、現地を視察しました。どちらの研修先においても懇切丁寧な説明を受け、疑問点は問いただし、お互いに意見を交換するなど、充実した内容の視察研修であったと思います。

以上でございます。

議長（小川勝範君） 議員各位におかれましては、この研修の成果を生かし、よりよい瑞穂市のまちづくりに役立てていただきたいと思います。

以上、報告3件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんをいただければ結構かと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 初めに、議会の皆様に報告とおわびを申し上げたいと思っております。

去る8月5日の幼稚園バスが起こしました事故につきまして、まずもって皆様方に心よりおわびを申し上げます。

事故は、8月5日の午後1時10分ごろ、市内別府地内の旭化成北東の交差点におきまして、赤信号で停車中のトラックに、園児23名を乗せたほづみ幼稚園のバスが追突したものでございます。信号の手前ということもあってスピードは出ておらず、園児及び乗務員にもけがはありませんでした。とは言え、園児を初め、御家族の方々や関係者の方には大変御心配、御迷惑を

おかけしましたこと、心からおわびを申し上げたいと思っております。常々運転業務については公務員としての自覚を持って安全運転を励行するよう指導しているところでございますが、今回の事故を契機に、改めて全職員に交通事故防止の徹底を図ったところでございます。今後は二度とこのようなことが起きないように指導してまいりたいと思っております。

それでは続きまして、平成20年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会について報告をさせていただきます。

定例会は、去る平成20年7月30日に開催され、瑞穂市の議員として出席しましたので、その状況について報告をいたします。

議案としましては次の6件であり、すべて可決、承認をされました。

まず議案第8号平成20年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,763万2,000円を追加し、予算の総額を4億2,738万6,000円と決めました。

歳入につきましては、平成19年度の繰越金2億1,126万円、基金からの繰入金8,960万6,000円を増額し、高齢者医療の円滑な運営のため、保険料の軽減による減収分を市町村負担金より1億2,323万4,000円減額するものであります。

歳出は、総務費で職員手当、基金へ積立金等の1億1,175万1,000円、民生費で広域連合後期高齢者医療特別会計への繰出金6,588万1,000円を計上するものであります。

議案第9号平成20年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,487万2,000円を追加し、予算総額を1,676億8,983万5,000円と決めました。

歳入につきましては、市町村、県、支払基金からの負担金・交付金7億480万7,000円を減額し、国庫支出金6億2,379万8,000円、一般会計からの繰入金6,588万1,000円、第三者納付金として諸収入1億5,000万円をそれぞれ増額するものでございます。

歳出につきましては、きめ細やかな相談体制の整備に対する委託料、備品購入費、広報活動の補助等の総務費が1億3,337万2,000円、健康増進のため保健事業費を150万円増額するものでございます。

議案第10号岐阜県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

広域連合の事務所所在地である岐阜市の地域手当の支給割合が改定されたことに伴い、条例の一部を改正したものでございます。

議案第11号岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条

例についてでございます。

高齢者医療のより円滑な運営のため、保険料の負担を軽減する特別対策に基づいて、被保険者の健康保持増進及び保険料の負担軽減を実施するため、条例を一部改正したものでございます。

議案第12号岐阜県後期高齢者医療広域連合広域計画の変更についてでございます。

被保険者の健康の保持増進のため、健康診査は市町村に委託して実施しておりますが、加えて市町村の実施する必要な事業と連携できるよう改めたものでございます。

議案第13号平成19年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額15億4,085万1,000円、歳出総額13億2,859万円、歳入歳出差引額が2億1,226万1,000円となりました。

歳入につきましては、市町村の負担金が6億2,278万9,000円、国庫支出金は8億702万1,000円、助成金等の諸収入が1億184万4,000円、繰越金が919万7,000円となりました。

歳出につきましては、主として議会費が153万円、総務費の職員給与手当、各市町村への負担金等で2億1,982万4,000円、後期高齢者医療の準備費としての民生費が11億723万7,000円となりました。

以上の議案のほか、一般質問では6名の議員から、広域連合議会議員の報酬について、資格証明書の運用基準について、後期高齢者医療制度の問題点について、国への要望及び広域連合の組織に対する質問がありました。

これらの質問について要約をさせていただきますと、高齢者にこの医療制度を理解してもらうことは難しい中で、市町村、広域連合、国が密に連携し、広報、相談活動、説明会を通じて保険料の算定、納付方法、軽減等について詳しく説明していくこと。また、資格証明書の交付には十分配慮し、被保険者と相談する機会を持つこと。さらには、今後とも安心できる高齢者の医療の確保の実現を目指し、よりわかりやすい制度にするための努力を惜しまず、継続的に改善策を国へ要望していくという内容であります。

以上が定例会の内容であり、詳細につきましては、医療保険課に資料が保管されておりますのでごらんをいただきたいと思います。

それでは続いて、行政報告をさせていただきます。

報告第3号平成19年度瑞穂市財政健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、瑞穂市の平成19年度決算に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について算定した結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は発生しておらず、実質公債費比率は3.6%となりました。ここに監査委員の意見をつけて報告をさせていただきます。

報告第4号平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計資金不足比率の報告について、報告第5号平成19年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について、報告第6号平成19年度瑞穂市水道事業会計資金不足比率の報告について。

それぞれの会計において、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、瑞穂市の平成19年度決算に基づき、資金不足比率について算定した結果、資金不足はすべての会計において生じておりませんので、監査委員の意見をつけて報告をします。

報告第7号専決処分の報告についてでございます。

先ほど報告をさせていただきました幼稚園バスの事故につきまして、別紙のとおり市の過失割合10割をもって損害賠償することで示談ができましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、御報告を申し上げるものでございます。

冒頭にも申し上げましたように、今後はかかる事態を再び起こさないよう指導を徹底してまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で諸般の報告、行政報告とさせていただきます。

議長（小川勝範君） これで行政報告は終わりました。

日程第4 議案第51号から日程第37 議案第84号までについて（提案説明）

議長（小川勝範君） 日程第4、議案第51号瑞穂市民憲章の制定についてから、日程第37、議案第84号平成20年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 本日、平成20年第3回瑞穂市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員の皆様にご出席をいただき、ありがとうございます。

さて、ことしの夏はかつてない暑い夏でございました。岐阜県内が全国で最も暑い場所として記録が塗りかえられ、またヒートアイランド現象が原因かはっきりしませんが、各地でゲリラ豪雨に見舞われるなど、地球温暖化が我々の身近な、そして深刻な問題になってきております。

市では、温室効果ガス排出の削減、並びに吸収作用の保全及び強化の計画の策定に取り組んでいるところでございますが、市の施設整備におきましても、少しでも環境に優しい樹木を植えるなど緑をふやし、また工事などの施行方法を工夫するなど、CO₂削減に進んで努めてまいりたいと思っております。市民の皆様におかれましても、生活スタイルの見直しや緑をふやすなどCO₂削減に御理解をいただきたいと考えております。

また、私たちの生活を取り巻く経済環境は、原油・穀物等の値上げなどに伴い、原材料費の

高騰などあらゆる経済活動に影響が出始めてまいりました。この影響は、皆様の家計にも、市の財政にも深刻な影響を及ぼすのではないかと心配をいたしており、今後の経済動向には、国内外とも一層の注視が必要であると考えております。

さて、今年度から全国の市町村で地方公共団体の財政の健全化を示す指標を公表することになりました。瑞穂市は、今まで常に堅実な財政運営に努め、必要な事業にはその事業費を確保してまいりました。その結果、特に赤字になる事業もなく、健全な財政を保つことができます。しかし、この不透明な経済状況と、公共施設の耐震化や老朽化した施設の改修、下水道事業、乳幼児人口増加に伴う諸施設の整備など、まだまだ課題は山積をいたしております。

この議会では、市民の総意で策定した市民憲章の議決もお願いをしていますが、今まで以上に市民一人ひとりが住みよいまちづくりに主体的に参加していただき、市民、議会、行政が一体となって必要な政策を選択し、より市民参加の協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

今議会の主要な議題に、平成19年度における各会計の決算認定を初め、これに関する補正予算もあります。どうか慎重な御審議を賜り、市民のための、市民による、市民のまちづくりの観点から、建設的な御意見や御提案をいただきたくお願い申し上げる次第でございます。

さて、今回議案として提出させていただきました案件は、瑞穂市民憲章の制定、瑞穂市土地開発公社定款の一部を改正する議案、工事請負契約の変更1件、境界変更等に関する議案3件、条例の制定3件、条例の改正9件、決算の認定8件、補正予算8件の計34件でございます。

それでは、順次その提出議案の概要を説明させていただきます。

まず議案第51号瑞穂市民憲章の制定についてでございます。

平成15年5月1日に瑞穂市が誕生し、5年が経過しました。瑞穂市は着実に人口が増加し、発展を続ける活気に満ちたまちでございます。私たち瑞穂市民みんながふるさとに誇りと愛着を持ち、住みよいまちづくりに主体的に参加し、将来に向かってまちづくりを行うため、その行動の目標の規範として市民憲章を制定するものでございます。

この憲章は、825名の市民や小・中学生の皆さんから寄せられた御意見をもとに、15名の委員で構成された制定委員会により素案が策定され、8月にはパブリックコメントを実施し、市民総意で策定したものでございます。今後、未長く市民の皆さんに親しんでいただける市民憲章であることを確信し、ここに提案をさせていただくものでございます。

議案第52号瑞穂市土地開発公社定款の一部を改正する定款についてでございます。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）が平成20年12月1日に施行されることに伴いまして、瑞穂市土地開発公社の定款の一部を改める必要があることから、議会の議決を求めるものでございます。

議案第53号（仮称）本田コミュニティセンター建設工事請負契約の変更についてであります。

現在工事を進めております（仮称）本田コミュニティセンター建設工事について、コミュニティセンター及び広場の利便性と防災機能を高めるため、屋外トイレ設置工事などを追加したく、工事請負契約の増額変更を行う議決を求めるものでございます。

議案第54号及び議案第55号市及び市町の境界変更についてでございます。

犀川堤外地土地地区画整理事業の施行による基盤整備に伴って従来の地形が変更され、大垣市と瑞穂市の行政界及び瑞穂市と安八郡安八町の行政界を変更する必要があるため、地方自治法第7条第1項の規定により、当該変更を県に申請するに当たりまして、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第56号字区域等の変更についてでございます。

犀川堤外地土地地区画整理事業に伴う瑞穂市と大垣市及び安八郡安八町との行政界変更により、字区域等についても変更する必要があるため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第57号瑞穂市附属機関設置条例の制定についてであります。

地方自治法第138条の4第3項の規定により、法律や、既に条例で定めているもののほかに、現に市の附属機関として機能している附属機関について要綱等で定めていたものを条例化するものであります。附属機関は、行政に対し専門的な御意見や民意を反映させる重要な機能を有しており、明確に条例化することにより、市民との協働のまちづくりの重要な参画の場として、より充実させるものでございます。

議案第58号瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてでございます。

行政事務の多様化を踏まえ、公務部内では得られにくい専門性を備えた人材を活用するため、また育児休業制度によって休業する職員の代替職員を確保するため、一定の任期を定めて職員を採用する制度を設ける条例を制定するものであります。

議案第59号瑞穂市ふるさと応援寄附条例の制定についてであります。

マスコミ報道でも話題を呼んでいる新たな財源の手段として、ふるさと納税に関する税法改正を含んだ地方税法等の一部を改正する法律が施行されました。

このことにつきまして、議会でも御質問があったわけでございます。瑞穂市としまして、いかに対応すべきか熟慮した結果、ふるさと納税の対応を明確にするため条例を制定するものでございます。

全国の皆さんに「ふるさと瑞穂市」を発信し、お寄せいただける貴重な財源を瑞穂市ふるさと応援基金として基金に積み、御寄附をされた方の思いを具現化し、個性豊かな魅力あるふるさとづくりを進めることにより、その意に報いてまいりたいと思っております。

議案第60号瑞穂市総合計画審議会条例等の一部を改正する条例についてであります。

瑞穂市附属機関設置条例との関連で、既に制定されている附属機関に関する条例について、委員の選任基準や庶務担当部課など統一的に表現するため、一部を見直し整備するものがございます。

議案第61号瑞穂市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）が平成20年12月1日に施行されることに伴いまして、地方自治法及び民法が改正されるため、これに伴う関係条例改正を行うものがございます。

議案第62号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成19年法律第58号）が平成20年10月1日に施行されることに伴いまして、公庫の予算及び決算に関する法律及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の改正が行われるため、これに伴う関係条例の改正を行うものがございます。

議案第63号瑞穂市上下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例についてであります。

上下水道の運営に加え、事業の計画等についても包括的な内容を審議するため、審議会の名称を瑞穂市上下水道事業審議会とするなど、条例の改正を行うものがございます。

続きまして、議案第64号 公益法人等への瑞穂市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成20年12月1日に施行されることに伴いまして、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が改正されたこと等に伴い、市条例の改正を行うものがございます。

議案第65号瑞穂市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）が施行されたことから、これに伴う市条例の改正を行うものがございます。

議案第66号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことや地方自治法で規定されている教育委員会等の委員の報酬額について、さきに諮問した瑞穂市特別職報酬等審議会の答申を参考に改定すること及び瑞穂市附属機関設置条例の制定に伴う市の附属機関の委員の報酬額を定める等、市条例の改正を行うものであります。

議案第67号瑞穂市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律が施行されたこと及び、さきに諮問した瑞穂市特別職報酬等審議会の答申を受け、議員報酬額を改定する市条例の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第68号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）が4月30日に公布され、一部について専決処分したところでございますが、今回は、ふるさと納税制度など寄附金税制の拡充や住民税の公的年金からの特別徴収制度の導入など、平成20年12月1日以降に施行される部分について改正を行うものであります。なお、寄附金税制の拡充に当たり、地方公共団体以外に対する指定については、県税条例との調整の上、改めて改正をお願いしたいと考えております。

続きまして、議案第69号平成19年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成19年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算については、歳入総額159億7,238万5,000円、歳出総額150億4,126万4,000円で、歳入歳出差引額9億3,112万1,000円となり、20年度へ繰り越す財源2億6,345万3,000円を差し引いた実質収支は6億6,766万8,000円となりました。

歳入の主なものは、市税が66億5,740万6,000円、市債が29億1,400万円、地方交付税が16億3,851万円、国庫支出金が9億323万3,000円等であります。

市税では、個人の市民税が26億1,288万9,000円で前年度比22.7%伸びていますが、その要因は、大幅な税率の変更、定率減税の廃止、老年人非課税措置の特例の縮小など税制改正に伴うものでございます。

市税総額に対する各税目別比率は、個人市民税が39.2%、法人市民税が7.7%、固定資産税が47.6%となっております。市債は、後年度に財政措置される有利な合併特例債を給食センター整備事業、別府保育所整備などに活用し24億8,700万円、臨時財政対策債を4億2,700万円借り入れいたしました。普通交付税は、三位一体改革の影響により圧縮されている中で、合併による特例措置により13億1,549万1,000円の交付となりました。

歳出決算の目的別では、民生費が41億9,105万2,000円、教育費27億6,391万6,000円、総務費22億8,338万6,000円、衛生費15億4,800万5,000円、土木費15億367万円の順となっております。

民生費では、本田地区のコミュニティセンターの造成工事、別府保育所の整備、教育費では南小学校増改築工事、給食センターの整備事業、総務費では減債基金積立金が主なものであります。また、土木費では、下犀川橋梁上部工事を初め、市道整備など市街地整備を積極的に図り、市民の住みやすいまちづくりに努めました。消防費では、消防の広域化に備えた常備消防の整備を進めたほか、地震・洪水のハザードマップを作成し、各家庭に配布させていただきました。8月31日の市防災訓練においては、地域の皆様の参加を得て、地震に備えての防災訓練

を実施したところでございます。いま一度、非常時の際の点検、地域の特性など災害への備えを各家庭で話し合っていたいただきたいと思いますところでございます。

性質別では、投資的経費の普通建設事業費が全体の26.4%を占め、合併特例債を財源とした別府保育所、常備消防整備、南小学校増改築、給食センターの整備事業のほか、まちづくり交付金を活用した都市再生整備事業などを進めました。これで、ほぼ合併協議に伴う新市主要事業がおおむね一段落をしたと考えております。

義務的経費は、人件費が16.0%、扶助費が10.4%、公債費が6.9%で全体の33.3%を占めております。扶助費は児童手当額の見直しによる増加、公債費は合併特例債の元金の償還が始まり増加しておりますが、補償金免除繰り上げ償還や縁故債の繰り上げ償還を行い、将来の公債費負担の軽減を図りました。

その他の経費では、物件費が14.1%を占めていますが、事務事業の見直しを図り、経費の削減に努めてきました。また、多様化し、専門的になってきています市民ニーズにもきめ細かく対応できるよう、福祉行政の充実のため福祉部を、市民がより健康で健やかに暮らしていただけるよう健康推進課の創設を、環境問題や下水道事業に取り組むため環境水道部の充実など、組織の一部見直しを実施し、市民サービスの質の向上に一層努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

議案第70号平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額43億1,033万1,000円、歳出総額40億3,212万7,000円、歳入歳出差引額2億7,820万4,000円となりました。

歳入の主なものは、保険税が14億8,053万1,000円、国庫支出金8億7,594万8,000円、療養給付費交付金は8億1,558万6,000円、共同事業交付金3億5,532万1,000円、繰入金3億819万6,000円であります。

歳出で主なものは、保険給付費としまして25億1,902万8,000円、老人保健への拠出金が7億643万2,000円、介護納付金は2億2,940万8,000円、共同事業拠出金3億7,458万5,000円となりました。

国民皆保険制度の中核的な役割である国民健康保険ですが、新たに長寿医療制度が開始されるに当たり保険税率を見直し、調整を図り、公平・適正かつ効率的な運営に努めております。今後の課題は、増加する医療給付に対して、保健事業を通じて疾病予防、健康づくりを推進していくことと保険税の未納者への収納対策になります。収納対策としては、納税相談を通じて未納に対する意識を変え、改善されない場合は滞納処分等を行い、安定した事業運営に努めてまいりたいと思っております。

議案第71号平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出とも総額25億2,342万2,000円となり、繰越金はありません。

歳入の主なものは、支払基金交付金13億4,735万7,000円、国・県支出金が10億2,780万7,000円、一般会計からの繰入金1億4,616万円であります。

歳出は、医療給付費として24億9,844万6,000円となりました。

老人保健制度は、昭和58年から自治体単位で医療給付を行う目的で開始されましたが、平成20年度より、制度を抜本的に改正するため長寿医療制度へ移行することになりました。

今後の医療給付事務は後期高齢者医療広域連合となりますが、主体事務は瑞穂市であり、保険料の徴収、保険証の交付、各申請書等の受け付け、広報・相談活動を通じて、公平で安心できる、安定した高齢者の医療体制を実現してまいりたいと思っております。

議案第72号平成19年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額2億6,496万1,000円、歳出総額2億6,475万5,000円で、歳入歳出差引残額は20万6,000円となりました。

なお、19年度の1日当たりの給食数は6,327食で、小・中学校での給食実施日は202日ございました。平成19年9月から稼動しています新しい給食センターでより安全で安心なおいしい給食をつくってまいりたいと思っております。

議案第73号平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額1億6,556万3,000円、歳出総額1億5,506万1,000円で、差引残額1,050万2,000円となりました。

歳入の主なものは、下水道使用料4,811万8,000円、特定基盤整備推進県交付金443万3,000円、一般会計繰入金7,745万3,000円、受益者分担金525万5,000円であります。

歳出は、アクアパークすなみ施設維持管理委託料2,591万4,000円、下水道管布設舗装復旧等の工事費456万4,000円、元利償還金9,988万2,000円であります。引き続き水洗化率の向上と効率的かつ適正な維持管理に努めてまいりたいと思っております。

議案第74号平成19年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額2,363万8,000円、歳出総額2,128万9,000円で、差引残額234万9,000円となりました。

歳入の主なものは、農業集落排水使用料875万7,000円、一般会計からの繰入金1,162万1,000円であります。

歳出は、呂久クリーンセンター施設維持管理委託734万8,000円、元利償還金1,108万8,000円あります。引き続き、適正な維持管理に努めてまいります。

議案第75号平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額2億3,807万6,000円、歳出総額2億2,764万1,000円で、差引残額1,043万5,000円と

なりました。

歳入の主なものは、コミュニティ・プラント使用料3,312万5,000円、コミュニティ・プラント分担金459万4,000円、一般会計繰入金 1 億8,293万9,000円であります。

歳出は、コミュニティ・プラント施設維持管理委託1,764万3,000円、駅西会館管理費292万円、元利償還金 1 億7,055万9,000円でございます。引き続き水洗化率の向上と効率的かつ適正な維持管理に努めてまいります。

議案第76号平成19年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてであります。

平成19年度水道事業会計は、収益的収入及び支出において、収入総額 4 億5,381万3,000円、支出総額 3 億6,337万8,000円となりました。

損益については、純利益8,864万8,000円となり、前年度繰越利益剰余金と合わせて当年度未処分利益剰余金は8,914万9,000円で、その処分案は、減債積立金4,000万円、建設改良積立金4,800万円、翌年度繰越利益剰余金114万9,000円といたしました。

また、資本的収入及び支出においては、収入総額9,392万1,000円、支出総額 1 億2,210万1,000円であります。

企業債未償還残高は12億4,333万円であります。引き続きおいしい水の安定供給に努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

議案第77号平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 億9,069万円を追加し、総額を147億8,383万1,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、学校、保育所など公共施設におけるアスベストの調査費として、財産管理費で210万円計上しております。この調査費は、従来日本では使用されていないとされておりましたトレモライト、アクチノライト、アンソフィライトの3種類のアスベストについて使用の疑いがあるということで、早急に調査するものであります。この結果によっては、速やかに除去してまいりたいと考えております。

そのほか、穂積庁舎のエレベーター設置工事、旧穂積分署の改修工事で5,815万円を計上しました。懸案のエレベーター設置事業については、設置が可能ということで工事費を計上しました。

次に、新公会計制度の導入に備えてのシステム導入費1,000万円、公有財産台帳システムの整備に1,200万円を計上しました。これは公会計制度の見直しに係る予算計上ですが、国の示している基準モデルを選択し、平成21年度の公表をめどとして事務を進めるものでございます。しかし、詳細につきましては、国においても十分議論されていない部分もあり、国の動向を注視しながら執行してまいります。

財産管理費の積立金であります。決算認定に伴う決算剰余金につきましては、地方財政法

第7条の規定により、公共施設整備基金積立金として3億3,400万円を積み立てるものがございます。

次に、ふるさと納税につきまして、瑞穂市ふるさと応援寄附条例の制定及び瑞穂市ふるさと応援基金の設置を別議案として上程させていただきましたが、その寄附金の歳入と基金積立金として10万円を見込みました。

民生費では、老人保健事業特別会計繰出金5,645万6,000円、南小学校校区の放課後児童クラブ開設予定の旧鷺田支店の設計委託料180万円、測量調査業務委託料100万円を計上させていただきました。放課後児童クラブの施設については、現在詳細状況を調査しておりますが、将来を考えた場合、改修でなく、投資費用効果を考慮し、建てかえを含めて検討してまいりたいと思っております。

土木費では、市民の皆さんから御要望のある市民生活の身近な部分での道路改良、水路改良など、着工可能な場所から少しでも早く対応してまいりたく、道路維持費に1億200万円、道路改良費に8,412万8,000円、河川費に2,720万円を計上いたしました。また、基幹事業であるまちづくり交付金事業にも1億8,800万円計上させていただきました。

消防費は、第6分団詰所の設計委託料80万円、造成工事費などの537万円6,000円であります。

教育費は、生津小学校の駐車場の用地購入費として3,970万円を計上しました。

公債費は、平成19年度の新規借入額が確定しました関係で、元金が4,780万円の増額、利子分1,083万円の減額を補正させていただきます。

次に、この財源を確保する歳入の補正の主なものでございますが、市民税、固定資産税の賦課が決定し、調定額がおおむね固まったことから、市民税で1,900万円の増額、固定資産税で6,000万円の増額を補正させていただきます。

また、地方譲与税など各種交付金につきましては、平成19年度の交付された額に交付税の算定に用いられた推計乗率など参考に見直したものであります。

地方交付税につきましては、普通交付税が15億7,490万8,000円と確定したことによるものでございます。したがって、2億6,358万1,000円の増、昨年比18.6%増の大幅な増でございますが、この要因としましては、合併特例債の元利償還分の交付税措置によるものと分析をいたしております。

まちづくり交付金事業は、事業費の4割を補助金として申請できることから2,538万円を増額し、また財政運営措置として合併特例債を1億5,500万円増額します。

次に、決算剰余金の確定に伴いまして繰越金を4億1,766万8,000円増額し、また財政調整基金からの繰入金を8,116万7,000円減額して、財源の調整を行いました。

以上、市民の皆さんの御要望におこたえし、安全で快適なまちづくりを進める補正でございますので、どうかよろしく御理解をお願い申し上げたいと思っております。

続きまして、議案第78号平成20年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,980万3,000円を追加し、総額を42億1,935万円とするものでございます。

歳入については、支払基金の前期高齢者交付金が確定したことにより1億2,562万円減額し、前年度の繰越金を2億4,442万3,000円、一部負担金の凍結に伴う諸収入として100万円を増額するものでございます。

歳出につきましては、医療給付としての保険給付費が8,060万4,000円、特定健診の保健事業費として251万7,000円、平成19年度療養給付費の国庫負担金の精算による返還等で諸支出金が3,668万2,000円のおのおの増額でございます。

医療給付費につきましては、長寿医療に移行されなかった65歳以上の特定の障害のある方の医療費の増嵩があり、今後とも動向を見きわめていく必要がございます。

それでは、議案第79号平成20年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万7,000円を追加し、総額を3億3,205万2,000円とするものであります。

高齢者医療の円滑な運営のため、負担軽減の特別対策が実施されることに伴うものでございます。

歳入財源は、一般会計からの繰入金で62万7,000円の増額です。

歳出は、総務費のうち印刷製本費等が59万7,000円、特別対策に伴う保険料の還付が発生いたしますので、諸支出金の還付加算金として3万円を計上いたしております。

それでは、議案第80号平成20年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,740万1,000円を増額し、総額を3億5,965万3,000円とするものであります。

歳入につきましては、平成19年度医療給付費の精算と、本年度の交付金として支払基金交付金が1,886万3,000円、国庫負担金で166万6,000円、県支出金は41万6,000円、一般会計繰入金5,645万6,000円の増額を計上しています。

歳出につきましては、本年3月までの医療支給費が今後も月おくれで見込まれるため、医療諸費1,000万円、平成19年度の医療給付費の国・県負担金の精算として償還金6,740万1,000円の増額となっております。

議案第81号平成20年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万5,000円を追加し、総額を2億7,967万3,000円とするものであります。

歳入につきましては、決算の確定に伴い、繰越金20万5,000円を増額し、歳出は、賄い材料費20万5,000円を計上するものでございます。

議案第82号平成20年度瑞穂市下水道事業特別会計予算（第1号）。

19年度決算額の確定に伴い、一般会計からの繰入金550万2,000円を減額し、同額を繰越金に増額するもので、予算総額に変更はありません。

議案第83号平成20年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算（第1号）でございます。

19年度決算額の確定に伴いまして、一般会計からの繰入金134万9,000円を減額し、同額を繰越金に増額するもので、予算総額に変更はございません。

議案第84号平成20年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出それぞれ543万5,000円を追加し、2億5,933万3,000円とするものであります。

今回の補正の理由は、決算の確定に伴い、歳入の繰越金543万5,000円を増額し、歳出として、新規本管布設工事543万5,000円の増額を計上するものでございます。

以上、議案につきまして説明をさせていただきました。多岐にわたっておりますが、どうかひとつ十分な御審議をいただきまして、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（小川勝範君） これで提案理由の説明を終わります。

この市長の提案理由の説明は、後ほど各議員さんにも資料化して配付させていただきます。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

10時30分から再開をいたしますので、それまで休憩をいたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時37分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

決算の認定を求める議案について、監査委員から決算審査の意見を求めます。

代表監査委員 井上和子君。

代表監査委員（井上和子君） 監査委員を代表いたしまして、審査結果について御報告申し上げます。

審査の対象は、平成19年度一般会計と六つの特別会計、財産に関する調書、基金運用状況、公営企業としての水道事業会計の合計10部門でございます。

審査の期間でございますが、平成20年7月16日から8月25日までの間、決算書に基づき担当部課長から決算審査資料を求めるとともに、例月の定例監査の結果とあわせまして、決算の計数等について、慎重かつ詳細に審査をいたしました。

審査の結果は、各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書等、いずれ

も関係法令に準拠して作成され、その計数は関係諸帳簿と符合し、正確であるものと認められました。

また、予算執行の状況は、全般にわたり適正に執行されていると認めます。

財産及び基金の管理・運用状況は関係諸帳簿と符合し、いずれも正確であり、それぞれの保有・設置目的に適合し、効率的に運用されているものと認めます。

それでは、意見書に沿って御報告を申し上げます。

一般会計・特別会計審査意見書の2ページを開いてください。

決算の概要でございますが、まず歳入総額は234億9,837万5,235円、歳出総額は222億6,555万6,789円、差し引き12億3,281万8,446円の黒字となっております。

5ページへ進んでください。

市民税、または固定資産税など、いわゆる自主財源収入は88億3,542万7,442円で、財政基盤の強さを示す自主財源比率は55.2%でございます。

また、次のページの地方交付税や市債など依存財源は71億3,695万7,398円で、依存財源比率は44.8%になりました。平成19年度は、市税及び繰越金等の増加により、自主財源比率は前年度より2.1ポイント上昇しております。

8ページへ進んでください。

市民税、固定資産税などの市税についてでございますが、市税の収入総額は66億5,741万円で、一般会計歳入総額の41.7%を占め、自主財源の基幹をなしております。市民税のうち個人分で4億8,269万円、また法人分で4,208万円、それぞれ増加をいたしました。個人増加分につきましては、税法改正に伴う増加及び納税者の増加によるものでございます。固定資産税におきましては9,131万円増加をいたしました。この主な要因は、犀川堤外地区画整理事業全域の使用収益開始及び新築住宅の棟数の伸びによるものでございます。

9ページから10ページに進んでください。

収納関係についてでございますが、今年度不納欠損額として3,193万円を処理し、前年度より145万円減少いたしました。これらの対象者は、行方不明、死亡、倒産、または事業不振、生活困窮等によるものであり、この処理はやむを得ないと思っておりますが、さらに納税者の動向を調査するとともに、徴収体制を一層整備し、最小限にとどめるように留意してください。

収入未済額につきましては2億6,727万円でございます。前年度より3,539万円増加しており、依然として膨大な額でございます。徴収率95.7%は、県下21市中、飛騨市に次ぐ高い率であり、都市化が進む本市においては大変努力が認められるところではありますが、今後におかれましても、大口滞納者、または滞納常習者を中心にして滞納額の減少に一層努力を要望いたします。

続いて、10ページの地方譲与税についてでございますが、国から道路整備の財源として譲与された額が2億4,002万円で、前年度に比較をいたしますと3億5,233万円と大きく減少してお

ります。これは、三位一体改革として、所得税から住民税へ本格的な税源移譲までの暫定措置として平成16年度より創設された所得譲与税が平成18年度で終了したことによるものであります。

13ページへ行ってください。

地方消費税交付金についてでございますが、県から交付された額が4億4,070万円でございます。前年度に比較をいたしますと1,267万円増加をしております。

続いて、14ページでございます。

地方交付税についてでございますが、これは国民の負担する租税を国と地方の財政需要の状況によって配分するわけですが、16億3,851万円の収入があり、前年度に比較いたしますと2億8,388万円増加をいたしました。また、予算現額に対しまして7,302万円多く収入をしております。予算積算には十分注意をしていただきたいと思います。

続きまして、16ページへ行ってください。

分担金及び負担金でございますが、保育料の未収金829万、そのほかで合計897万円の未収金がございます。前年度と比較をいたしますと164万円減少しておりますが、不納欠損額が211万円となり、前年度と比較をいたしますと162万円増加しております。収入未済額、不納欠損額につきましては、徴収体制を見直す等一層整備し、早期解消に努め、最小限にとどめるよう十分留意をしてください。

続いて、使用料及び手数料においても、収入未済額が211万、不納欠損額が34万円となっておりますので、対策を講じられるよう願うものであります。

17ページへ進んでください。

国庫支出金についてでございますが、これは、国が地方公共団体と共同で行う事務に対して一定の負担区分に基づき交付を受けるものでございますが、9億323万円の収入があり、前年度に比較をしますと7,301万円減少いたしました。予算現額に対して収入済額が2億4,041万円減少しておりますのは、まちづくり交付金事業で翌年度繰越金があるためでございます。

続きまして、18ページの県支出金についてでございますが、これは、県が地方公共団体と共同で行う事務に対して一定の負担区分に基づき交付を受けますが、前年度に比較をいたしますと1億2,680万円の増加となりました。

続きまして、20ページの繰入金についてでございますが、3億2,654万円で、前年度に比較をいたしますと2億6,402万円と大きく増加をいたしました。これは基金繰入金によるもので、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金、公共施設整備基金繰入金、南小学校教育振興基金繰入金でございます。

23ページへ行ってください。

一般会計歳出につきましては、歳出合計は150億4,126万3,568円でございます。また、歳出

予算に対する不用額は7億1,631万3,587円で、執行率は88.7%でございます。

歳出のうち主なものでございますが、27ページへ進みます。

民生費のうちから、国民健康保険特別会計繰出金2億5,820万円と老人保健特別会計繰出金1億4,616万円を支出しました。主な事業は28ページから29ページに明記をいたしました。

30ページへ進みます。

衛生費のうちから、塵芥処理費として、西濃環境整備組合負担金3億2,481万円、廃棄物処分委託料2億797万円の支出がございます。また、主な事業は31ページに明記をいたしました。

34ページへ進みます。

土木費のうちから、道路維持費として1億6,398万円、道路改良費として2億4,120万円、橋梁改良費として1億2,712万円、河川維持費として1億6,118万円支出をしております。当市におきましては都市化が進行しており、住民からの生活環境、公共施設整備への要望が今後ますます多くなることと思いますが、限られた財源の中で十分な投資効果を発揮する施策、工法をお願いいたします。主な事業は35ページから36ページに明記いたしました。

38ページへ進んでください。

教育費でございますが、今年度の支出は27億6,392万円となりました。このうち11億8,394万円は、平成19年9月に完成した給食センターの整備費でございます。主な事業は39ページから40ページに明記をいたしました。

続きまして、特別会計へ移ります。43ページでございます。

国民健康保険事業特別会計にありましては、歳入43億1,033万1,076円、歳出40億3,212万7,327円、差引残額2億7,820万3,749円でございます。本年度の収入未済額は、前年度に比較をいたしますと5,210万円減少しているものの、4億384万円でございます。不納欠損額は前年度に比較すると5,186万円と大きく増加をし、今年度は1億2,501万円となりました。その内訳は、時効完成647件を初めとして、行方不明、死亡等によるものであります。

徴収率は前年対比0.2%増となり、徴収の努力は認めるものの、未納者個々の実態につきまして詳細に調査・分析をして対処するとともに、徴収体制の整備など十分検討され、不納欠損処分につきましても最小限にとどめるよう慎重に取り扱い、収入未納額の早期解消と収納率の向上になお一層努力をお願いいたします。

一方、平成20年4月から75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度が実施され、岐阜県においては岐阜県後期高齢者広域連合が保険者となりスタートしました。年金から特別徴収できない保険料については市町村が徴収することになり、また生活習慣病予防を中心に、特定健康診査、保健指導制度等が導入されることになりました。このような保険制度改革に伴う事業、財源の動向を注視しつつ、国民健康保険制度における健全で安定した運営の実現を図られるように願います。

45ページへ進みます。

老人保健事業特別会計についてでございますが、歳入25億2,342万1,530円、歳出25億2,342万1,530円、差引残額ゼロ円でございます。当事業制度は本年度をもって廃止され、平成20年度からは後期高齢者医療制度に切りかわりますが、過年度請求等、残された事業のため、当特別会計は平成22年度まで継続されますので、適正な事務処理をお願いします。

46ページの学校給食事業特別会計についてでございますが、歳入2億6,496万619円、歳出2億6,475万4,524円、差引残額20万6,095円でございます。歳入歳出、給食対象者、いずれも前年と大きく変わっておりません。

給食費の収納率につきましては93.7%となり、前年度より1.4%低下しておりますので、収納対策につきましては、法的措置の導入も検討され、担当課のみならず、教育委員会全体で取り組んでいただきたいと思います。また、不納欠損処分については、過去の分も含めて、本年度まとめて935万円執行してあり、そのほとんどが時効完成等による徴収権の消滅であり、おおむね適正と認められますが、今後においては準拠法令及び時効要件等を明確にして、慎重に対処されるようお願いします。

続きまして、47ページの下水道事業特別会計についてでございますが、歳入1億6,556万3,179円、歳出1億5,506万758円、差引残額1,050万2,421円でございます。

前年度に比べ歳入歳出ともに大きく減少したのは、平成18年度をもって処理施設の第2期工事がすべて完了し、本年度は一部布設工事、修繕工事等にとどまったことによるものであります。

下水道施設は、河川等の公共用水域の水質保全を図るなど市民生活に欠くことのできない基幹的施設でございますので、今後とも整備地区の拡大、利用者の拡大にも努めてください。

48ページの農業集落排水事業特別会計でございますが、歳入2,363万8,111円、歳出2,128万8,538円、差引残額234万9,573円でございます。

平成9年に処理施設の整備が完了し、事業は順調に実施されてまいりました。今後は機械類等の交換時期も計画をされ、効率的かつ適正な維持管理に努めてください。

49ページの下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計についてでございますが、歳入2億3,807万5,880円、歳出2億2,764万544円、差引残額1,043万5,336円でございます。

当事業は別府処理区を区域として計画され、平成15年4月に供用開始をしたものでございます。平成20年3月末現在、水洗化率は33.1%となっております。全国統計における供用開始5年後の水洗化率は67.9%であり、本市の状況は大きく下回っております。今後とも積極的にPRをし、水洗化率の向上に努めてください。

51ページへ行きます。

財産に関する調書についてでございますが、財産に関しましては、決算年度中の移動等を関

係諸帳簿、証書類及び一般会計、特別会計の決算書等により確認し、あわせて関係職員の説明の聴取等により精査をしました結果、各財産とも適正に保全・管理、並びに運用が図れておりました。

52ページの基金の運用状況についてでございますが、基金の運用状況は、設置の目的に沿って効率的に運用されているものと認めます。また、会計処理及び運用収益についても適正に処理されているものと認めます。今後ともそれぞれ基金目的に即した適切な運用を図り、成果を上げられるよう期待をいたします。

以上が決算状況についての概要でございますが、一般会計の決算収支における実質収支においては、歳入歳出差引残額 9 億3,112万1,272円の形式収支額から、翌年度へ繰り越すべき財源 2 億6,345万2,845円を差し引き、実質収支額は 6 億6,766万8,427円と黒字決算でありました。

特別会計の決算収支における 6 特別会計全体を総括した実質収支においては、歳入歳出差引残額 3 億169万7,174円の形式収支額が、翌年度へ繰り越すべき財源がゼロ円のため、そのまま実質収支額となっております。各特別会計も同様にすべて黒字決算でありました。一般会計及び特別会計ともに本年度の実質収支は黒字決算であり、財政状態はおおむね健全性を維持していると認められます。

続きまして、水道事業会計の審査結果に移りますが、水道事業会計決算書の14ページを開いてください。

消費税を抜いた数字の損益計算書でございます。営業収益 4 億2,789万3,203円、営業費用 2 億9,563万7,574円、営業外収益481万7,437円、営業外費用4,842万4,186円、当期純利益8,864万8,880円という結果になっております。

戻っていただきまして、3ページから5ページを開いてください。

主な工事についてでございますが、本年度は、昨年度に引き続き旧町間の配水見直し及び配水管拡張・改良工事が進められ、合計で5,677万円の建設改良工事を行いました。

水道事業会計決算審査意見書の方に移ります。

3ページの業務実績比較表をごらんください。

業務面におきましては、前年度に比較をいたしまして、給水人口680人、給水戸数482戸、その他、配水量、有収水量とも増加をしております。内容につきましてはこの表をごらんください。年間有収率が前年度比較1.0%低下し、年々低くなっております。豊富な水資源に恵まれているとはいえ、この有収率向上対策をお願いします。

続いて、5ページから10ページのあたりでございます。

収益率、構成比率、財務比率など、その数値は良好であり、当事業は健全な経営がなされていると認められます。水道料金の未収金にありましては、収納に対する努力は認めるものの、不納欠損額が発生しております。なお一層の徴収率向上に努めてください。

また、今後におかれましても、良質で安全な水を安定的に供給するため、配水管路網及び施設の適正な維持管理に努め、経費の節減、資金・預金の効率的運用を望むものであります。

最後に、当年度審査の過程において、一部に検討、改善を要すると思われる指摘をいただきましたが、細部の事項については、その都度関係職員に口頭で要請したところであります。

特に、不納欠損処分には諸法に準拠し、法令順守のもと慎重に対処していただき、時効中断等の有無についても的確に処理をされるよう改善を願います。

また、公有財産、並びに借り入れ財産については、土地及び建物等、各所属において管理されておられますが、今後は管財担当課においてもその管理状況を一括把握して、指導できる体制をとっていただくよう願います。

このほか、平成19年度から行うことになりました財政健全化審査及び下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計における経営健全化審査につきまして実施しましたところ、財政健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担率は発生せず、実質公債費比率は3.6%となっております。三つの公営企業会計における経営健全化判断比率につきましては、資金不足比率は発生しませんでした。

審査に付された算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認め、また意見及び是正改善を要する事項は特になかったことを御報告いたします。

以上、決算審査の概要と審査意見、並びに財政健全化と経営健全化の審査結果につきまして報告させていただきましたが、この内容は小寺監査委員と一致した意見であることを述べまして、私の報告を終わります。どうもありがとうございました。

議長（小川勝範君） これで監査委員の決算審査の意見を終わります。

お諮りいたします。ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第51号から議案第56号までの6議案を、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第51号から議案第56号までの6議案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

なお、午後2時から再開をいたします。

休憩 午前11時07分

再開 午後2時18分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第4 議案第51号から日程第9 議案第56号までについて（質疑・討論・採決）
議長（小川勝範君） これより議案第51号瑞穂市民憲章の制定についての質疑を行います。
質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 議席ナンバー7番の棚橋敏明でございます。よろしくお願いたします。

今回の瑞穂の市民憲章でございます。延べで恐らく1,000名以上の方々が今回の素案につきまして携わられたと思います。ですから、本日ここに提案されております市民憲章の中身、非常に私はとうといものだと思います。非常にありがたいものだと思っております。これによって、市民の皆様がよりモラルハザードに対して真っ向から、モラルはやっぱり守らなきゃいけないというような気持ちになっていただけることを非常に期待しております。

ただし、市民憲章というのは非常に飾り物的要素がございます。そのことに対しまして、ここまでに至りました中で、そして今後どのようにこれを市民の皆様にはわかっていただけるように、どのような方法を取り、またどのような方法で進めていただけるのか、一度この後のことですね。うまいことここで皆様方の賛成が得られて制定となった場合、その後の進め方ですね。飾り物ではなしに、やはり瑞穂の市民のために非常にいいものを制定したんだと。また、それがどのように進められていくかによって、大きく10年後の瑞穂が変わってくると思います。この点について、企画部長より御説明いただけるとありがたいわけでございます。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 今の御質問に対して御回答させていただきます。

先ほど資料として配らせていただきました市民憲章制定までの経緯の末尾の方に書いておきましたんですが、本日議決をいただきましたら、告示、それからあとホームページに掲載、そして広報等に掲載をして、PRを始めようと思っておりますが、11月3日、表彰式があるわけですが、そこにおいても額に入れて掲げようかなとは思いますが、今後、やはりこの考え方をどのように市民の方に浸透させ、また自分たちの魂を込めていくかということになりますと、やはり常日ごろ見える場所に掲げるという形がまず第一義で考えられますが、あともう1点、今策定しようとしておりますまちづくり基本条例の中に、市民憲章に掲げた理念を前文にも盛り込みながら、まちづくり条例を制定していきたいというふうに思っております。

まちづくり条例も、それからこの市民憲章も、理念というところでは共通点はありますが、まちづくり条例はさらにそれを具現化させるというか、例えば市民の義務と権利と責務、あるいは行政の責務、それから議会にも責務があるわけですが、そういったことを理念の中で条例化することによってつくっていくわけですが、その中にも市民憲章の考え方を盛り込んで策定していこうと思っております。

年度の途中でございますので、新年度においては、各小・中学校のクラスには必ず掲げる、あるいは市役所の会議室にも掲げるというような形でPRもしていきたいと。ちなみに新聞社から聞いた話ですけれども、ある市の議会では議場に掲げてございまして、議会開会に先立ちまして、議員の皆様方が声を出してやってみえる議会もあるやには聞いております。そういったことを、どのような運営をしていくかということは、今後皆様方とともに作り上げていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 7番 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） ぜひともこれからの運営、どうかよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

議長（小川勝範君） そのほか質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番 熊谷祐子です。

質疑をさせていただきます。

堀市長におかれましては、市民協働のまちづくりというマニフェストに沿いまして、次々と委員会や審議会を立ち上げておられます。大変喜ばしいことだと思っております。今、ここで質問させていただきますのは、市民も加わった委員会や審議会の会議録の扱い、公開について質問させていただきます。

民主主義の社会をつくることは議会にとって最重要課題です。つまり物事がどのように決まっていたのか。その過程が、いつ、どこで、だれが、どのように話し合っただけで決まっていたのか公表されなければならないと思います。例えば下水道審議会の会議録などは、答申が出た段階ですべて、これは審議会の途中でもう既に、私は傍聴させていただいたんですが、されていましたが、委員名、それから本文筆記ですか、すべて経過が明らかにされております。この間の報酬審議会も答申がされておりますが、それから、きょう、この市民憲章制定委員会。今後、道路計画とか、廃棄物とか、手づくりとか、男女共同参画はまだお聞きしていませんが、いろいろと審議会、委員会が開催されると思います。これをぜひ、委員名も全文筆記のやり方もホームページ等で、いつ、どこで、だれが、どのように話し合っただけで決まっていたのか、公表すべきだと思っておりますが、この点について、方針をお聞かせください。以上です。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、熊谷議員の御質問に対してお答えをさせていただきます。

この市民憲章制定委員会の会議については、一応今おっしゃられましたように全部筆記で公開をするということで、あらかじめ第1回の会議のときに皆さんにお諮りをして、そういう方

針でということを進めております。それについてもホームページにも掲載をさせていただくというようなことで、ただほかの審議会についてはということになりますと、それはやはり審議会ごとの性格で異なってくるかと思えます。場合によっては、秘密会という審議会もあってもそれはわかりだろろうと思えますし、いわゆる議論するとか、審議をいただく内容によって、基本は公開が原則であります。審議のものについては秘密会ということもあるだろろうと思えますので、やはりその審議会ごとで公表のあり方とか、それから公表の媒体についてもお決めをいただくのが基本ではないかなと思えます。ただ、申し上げましたように、基本は公開が原則でありまして、審議会の設置の意味も、ある意味では皆さん方に積極的に開いた場を設けて、御意見を拝聴するという場だと思えますので、そこら辺はそれが原則だろろうというふうを考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 確認をさせていただきます。基本はすべて公開であると。公開しない場合、これはあらかじめしない理由、それから、しないということを初めにきちんと知らせるということでよろしいでしょうか。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） そうですね。おっしゃったとおりでございます。要は市の情報公開条例の中でも、審議未了の段階では、かえって公開することによって、市民の方に、いわゆる疑念とか憶測を生む場合もあります。そういう場合は公開しない方がいいという場合もあるかと思えますので、それは審議会ごとでお決めをいただいて、決められた暁には公開をしないよということを公開しておくということになるかと思えます。

議長（小川勝範君） そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決いたします。

議案第51号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第51号は可決されました。

これより議案第52号瑞穂市土地開発公社定款の一部を改正する定款についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

議案第52号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第52号は可決されました。

これより議案第53号（仮称）本田コミュニティセンター建設工事請負契約の変更についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） まず第1点目でありますけれども、本田コミュニティセンターの建設に当たりましては、十分に地域住民の声を聞いて建設をしていただきたい。そういうことを事前にさまざまな場所で強調しておったわけであります。それで、具体的に屋外トイレの設置ということで契約変更するということでもありますけれども、しからばそういう声は事前に地域の合意をなさる住民の皆さん方の中から全く出てこなかったのかどうか。だから、だれかがつくらないかと。やっぱり必要だということでもやられたのかどうか。その経緯について、少しお伺いしておきたいと思えます。私自身は別に屋外トイレ設置自体に反対とかということじゃないんですけれども、ぜひお願いします。

それから、増額が1,959万6,150円ということでもありますけれども、これは別に新たに入札をやるわけではありませんよね。もう既に入札をして、落札業者が具体的にもう工事に入って、

その過程の中で、新たに屋外トイレの設置というふうになったと思います。そこで、私が思うのは、この1,959万6,150円という額ですね。住民の税金を使うわけでありますけれども、要するにこのことについて、競争性、それから透明性を担保するという観点から考えたときに、素人ですから深いことはわかりませんが、単純に考えますと、これは業者の言い値でやられるんじゃないかと。極端なことを言うと、悪い考えをすると、1億5,000万でやっていて、後からまた5,000万で契約変更してやりゃあいいというような一つの例が、何回でも論理的にはそれができるんですね。といいますのは、私、20年ほど前に道三めんの事件を摘発しましたけれども、そのときも町に土地を売れば税金がかからない。こういうことが当たり前になっておったんですね。ですから、そこにある業者が、住民の皆さんに、町に土地を売れば税金がかからんでということで、それを利用して、個人の業者が住民から土地を買って、道三めに転売をする。それに当てはめちゃったんですね。そのままやっちゃったんです。それで捕まっちゃったんですけれども、そういう一つの例を考えましても、もうけようと思ったら何でもできるんですね。悪賢く考えれば、どんなことでも編み出さないと限らないということから考えると、この設計変更というものは、本件はそうではないと思いますけれども、そういうことを考えたときに、逆に行政の側でチェックできるような手だてというものが考えられていいんじゃないかというふうにならったわけなんです。ですから、そこら辺の問題点について、執行部はどのようにお考えになっておられるか。少し答弁をいただきたいというふうに思います。以上です。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） まず1点目の西岡議員の御質問でございますが、本田コミュニティセンターの建設委員会の中で十分地元の方の御意見を吸い上げて、当初の設計の中に盛り込まれていたのかどうかというお尋ねだと思います。議論の中では、当然屋外トイレについてもあったとは思いますが、最終的に第1次的な変更前の発注する場合の設計の中に入っていなかったというのを踏まえまして、今回広場の利用上、あるいは災害時、あるいは子供さんたち、あるいは高齢者等が使用する場合に、センターの屋内トイレを使うよりも、さらに一層利便性が図れるだろうということで、今回追加工事ということでさせていただいたということになります。

それからもう1点の変更契約の増額につきましては、最終的に屋外トイレを増設するという計画に基づきまして設計をかけ、それに基づいて、当初の議決をいただいております請負率をもとに、今回増額いたします1,959万6,000余の額の契約をさせていただくということでありまして、すべてこれは市の変更理由に基づいた設計に基づき、その増額分を変更するという内容の議決をいただくものでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） では、自席でお願いをしたいと思います。

1点目の件はよろしいんですけども、2点目のこの1,959万6,150円の増額分が適正かどうか、それをはかる基準が競争性、それから公開性においてきちっと担保できているかどうか、このことを問題にしているわけなんですね。ですから、積算を仮にしたとすると、その積算した価格というのは、いわゆる設計金額に当たる額なんですか。それとも、そこから歩切りをした予定価格に当たる額なんですか。それから、本体の入札のときの落札率というものが、今言った設計金額か、あるいは予定金額か、どれにリンクされてはじかれているのかですね。そこら辺をまず明確にさせていただきたいと思う。お願いします。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 契約担当の方からまとめてお答えをさせていただきます。といいますのは、設計書のチェック、内容の確認につきましては、設計事務所で上がったものを都市管理課の方で確認しておりますが、その中身と、あと設計金額につきましては、先ほど言いましたように、今回の増額の契約額の算定につきましては、競争性といいますか、当初の予定価格を設定しておりますが、当初の契約のときに、その額には当然歩切りも入っておりますし、企業努力の部分も入っております。その答えであります当初の契約額というのはここにあります3億5,910万円ですが、この中には、先ほど西岡議員が御指摘の設計金額の内容のチェックの部分、あるいは当方で決めます予定価格の歩切りの部分、企業努力の部分もすべて含んだ結果の数字で請負率を掛けておりますので、今回の増額工事の部分そのまま増額するという内容ではありませんので、答えになりましたでしょうか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） あまりよく、素人ですのでわからないんですけども、問題は、要するに新たに屋外トイレをつくるというこの部分が住民に、本当に競争性や公開性の観点から見て、十分説得の持てるような対応であるのかどうか、そのことを言いたいわけなんですね。だから、そうすると、今のようなリンクしたような話はあまりよくわからんですけども、いずれにいたしましても、先ほど申し上げたように、悪い業者、最も悪いやつがもしおるとすれば、設計変更を価格つり上げの手段として、日常的に徘徊をする。これだけ建設工事が厳しい環境になってきて、仕事をとらなきゃいけない。とったら、より一円でももうけなきゃいけないということになると、先ほどの道三めんにあったような例をやるんですから、こんなこと、わけもないことですよ。このわけもないようなことを順番にあちこちでやられるような可能性を言っておるんです、すき間。そのすき間をきちっと埋めるような、客観的な対応策というものを検討する必要性はないのかどうなのか。私はあるのではなからうか、このように思うわけなんで

すね。ですから、お聞きをしておるんです。ですから、そういうことも含めて、これから検討していきたい、研究していきたいということであるならば、そういう答弁をいただければ、また今後道を開くこととなりますので、ひとつぜひ御検討をいただきたいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 御指摘のありましたように、当初設計を立てる段階で、長期的、総合的な判断で設計をするということも重点に置きながら、変更契約が生じないような形の工事の執行をしていきたいというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 市長の方から、今の問題について、方向性について、ひとつ御答弁をいただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えをさせていただきます。

御質問がございましたトイレを増設する点、なぜこういうふうになったかということをお私の方からお話を申し上げたいと思います。

実は、このコミュニティセンターの建設に当たりましては、議員御指摘がございましたように地域住民の声を十分に聞くということで建設委員会を設けていただきまして、たび重なる会議をしていただきまして、御決定をいただいたところでございます。

御案内のように、この工事がおくれたのは、構造計算の関係で、姉齒事件によりまして確認申請がおくれたということございまして、最終的に発注を立てていただきました。それから、発注の後に、私、図面を見せていただいたところでございますが、実は屋外トイレがないことに気がついたわけでございます。私は過去、こういった公園づくりもしてまいりましたし、皆さんのところに図面がございまして、これだけの広場を十分に使っていただきますと、どうしても屋外のトイレが必要であります。でありますから、建物の中に外から入れる、そういうことがしてあるかといったら、してないということで、結局トイレへ行こうとしましたら、靴を脱いで、中のトイレを使わなくてはいけない。そういうことになりまして、そんな、これだけの広場をつかって、中へ入って上がるような、とんでもないことだということで、実はこのトイレを設けることにしたところでございます。災害時におきまして当然外のトイレは必要でございますし、ここのセンターにおきましては、この図面を見ていただきましてわかりやすく、外の方、外回りを夜の9時半ごろまでは散策、散歩をしていただけるような、そういうことも設計の中に入れて、本当に地域の皆さんに十分に活用してもらいたい。そういったときにもトイレの必要がある。さらに、この広場を使っていただきますときに、放送施設とか、

いろんな道具をしまう、そういう施設もないわけでございます。それも兼ねたもので、こういったものをつくるということでお願いをしておるところでございます。その請負の金額につきまして、請負の方法におきまして、いろいろ御指摘をいただいております。総務部長からお答えをさせていただきましたとおりでございます。今後、議員の御指摘のありますようなことにも十分注意をしながら、いろいろ進めていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（小川勝範君） そのほか、質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

議案第53号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第53号は可決されました。

これより議案第54号市の境界変更についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 11番 松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） 11番 松野でございます。

犀川の堤外地の関係ですが、来年の平成21年10月31日から境界が変更になるわけですが、心配しているのは、消防とか警察関係を心配しているわけですが、例えばP L A N T 6ですと、東の方3割が例えば大垣市としますと、西7割が瑞穂市と。電話系については穂積の電話が入っておるということですので、それぞれ大垣、あるいは瑞穂市との消防団、あるいは警察、そういったところの連携をうまくやらないと緊急時に大変だなあとということ、P L A N T 6から南は真すぐに東と西に区分けするわけですが、道路1本で行政が違います。そこら辺もあわせて、市の方は、今後、瑞穂市の皆さんに何かのP Rをするんかなと。広報等に入れて周知をされるのか、そこら辺ちょっと確認をしていきたいというふうに思ってお

ります。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 松野先生お尋ねの警察、消防防災の関係の行政間の連携ということでございますが、行政界につきましては、やむを得ない線引きということでありますので、今後の対応につきましては、新しくこの10月1日からスタートいたします犀川自治会の地元の方、あるいは消防、警察機関とも連携をとりながら、大垣市、瑞穂市と十分対応に努めていきたいというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） 瑞穂市、あるいは大垣市との連携を深めていくということですが、広報にそこら辺は掲載かなんかされるんですか。犀川何丁目というところですね、瑞穂市は。やっぱり市民の皆さんに知っていただくために、広報にそこら辺は載せられる計画はあるか、ちょっと確認をしたいんですが。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、広報の関係でございますので、私の方からお答えさせていただきます。

担当部局の方から広報原稿をいただいて、広報を作成しておるわけでございますが、当然今の議決をいただきますれば、この地域の周知については広報へ掲載されるものと考えております。

今御懸念の治安関係、防犯の関係でございますが、その件についても、やはりこの自治会が10月1日から発足するというふうに聞いております。そちらの方からも広報の配布についての御要望も来ておりますので、そういった方々にも当然PRをしておくというのが必然だろうと思いますので、この自治会の方のみならず、やはり瑞穂市全体の問題として広報にはPRをしていくべきだというふうに考えております。

議長（小川勝範君） そのほか、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

議案第54号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第54号は可決されました。

これより議案第55号市町の境界変更についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

議案第55号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第55号は可決されました。

これより議案第56号字区域等の変更についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決いたします。

議案第56号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第56号は可決されました。

日程第38 議員派遣について

議長（小川勝範君） 日程第38、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を瑞穂市議会会議規則第161条の規定により提出しております。

内容については、平成20年10月22日に中濃十市議会議長会の主催による議員研修会が羽島市の羽島市文化センターで開催されるため、議員全員を派遣したくと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、決定をいたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

延会 午後3時02分

